

AEO 輸出者、AEO 輸入者及び AEO 通関業者に対する 加工又は修繕のため輸出入される貨物に係る輸出入申告時の 簡素な手続に関する Q & A

令和3年4月

財務省・税関

（「加工・修繕輸出貨物確認申告書」（確認申告書）等の管理方法）

Q 1. 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて税関への提出又は提示を省略した確認申告書の適切な管理方法を具体的に教えてください。

A 1. 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて確認申告書の提出等を省略した場合の適切な管理については、輸出入される貨物等の実情に応じて、輸出時に確認申告書（交付用）の提出を省略した場合には確認申告書に相当する書類を、また、輸入時に提示を省略した場合にはその確認申告書又はそれに相当する書類を、適切に保管していただく必要があります。具体的な管理方法については、輸出者又は輸入者に委ねることとしております。なお、輸出時に税関による確認を希望される場合は、確認申告書（交付用）を提出することにより、税関による確認・交付を受けることもできます。

【簡素な加工修繕減税手続の適用を受けた場合の提出要否等一覧】

通常の手続(左上)	輸出時		輸入時		制度利用上の管理 ^{※2}
	作成・提出	交付・返付の受領 ^{※1}	提出・提示	交付・返付の受領 ^{※1}	
簡素な手続(右下)					
確認申告書関係					
確認申告書(原本) 確認申告書の変更届(原本)	必要 必要	— —	— —	— —	— —
確認申告書(交付用) 確認申告書の変更届(交付用) (確認申告書に相当する書類)	必要 省略可 (相当資料を管理)	必要 不要	必要 省略可 (相当資料を管理)	必要 不要	必要 必要
加工又は修繕に係る契約書等	必要 必要 (写しで可)	必要 不要	必要 必要 (写しで可)	必要 不要	必要 必要
同一性の確認を行う資料	必要 ^{※3} 必要 ^{※4} (仕入書等で確認)	必要 不要	必要 必要	必要 不要	必要 必要

※1 NACCS(MSX業務、HYS業務)で提出した場合は不要となる場合があります。

※2 1契約に係る2回目以降の輸出時や、輸入時において、必要に応じて提出又は提示することとなります。

※3 識別記号等による同一性の確認に際し、税関が必要とする場合には、輸出手続において同一性の確認を行うための資料(写真、カタログ等)の提出を求められることがあります。また、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合には、輸入手続で用いるよう税関が押印の後返付する用に供するため、当該輸出関係書類の「写し」の提出を求められることがあります。

※4 仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合、原則、税関は当該書類により確認が可能であるとして、その他の同一性の確認を行うための資料(写真、カタログ等)の提出は不要となります。また、当該仕入書等の輸出関係書類の「写し」の提出も不要となります。

（税関への書類の提出又は提示）

Q 2. 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸出申告又は輸入申告を行う場合に、税関による審査又は検査の際に、提出又は提示を省略した確認申告書等について税関への提示が必要になることがありますか。

A 2. 税関による審査又は検査の際に、提出又は提示を省略した確認申告書等について、税関から提出又は提示を求められた場合は、確認申告書等の提出又は提示をお願いします。

(減免税明細書の取扱い)

Q 3. 簡素な加工修繕減税手続を利用すると、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」(T-1060)の取扱いに差異はありますか。

A 3. 簡素な加工修繕減税手続を利用しても、「加工・修繕・組立製品減免税明細書」の取扱いに差異はありません。

(確認申告書の管理を行う者)

Q 4. 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸出申告又は輸入申告を行う場合は、AEO 通関業者が確認申告書等の管理を行う必要がありますか。

A 4. 貨物の輸出申告又は輸入申告を簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて行う場合、輸出者又は輸入者の実情に応じた方法により確認申告書等の管理を適切に行う必要がありますが、この管理については、必ずしも AEO 通関業者が行う必要はありません。

(貨物を分割輸出入する場合の確認申告書等の管理)

Q 5. 貨物を複数回に分割して輸出又は輸入する場合において、簡素な加工修繕減税手続の適用を受けるためには、1 回目の輸出申告・輸入申告から最後の輸出申告・輸入申告が完了するまでの間、一の AEO 通関業者が一元的に確認申告書等の管理を行う必要がありますか。

A 5. 貨物を複数回に分割して輸出又は輸入する場合において、簡素な加工修繕減税手続の適用を受けるために一の AEO 通関業者が一元的に確認申告書等の管理を行う必要はありません。

(AEO 申告)

Q 6. 貨物の輸出入時に特定輸出申告、特例申告を利用することなく、簡素な加工修繕減税手続の適用を受けることができますか。

A 6. 貨物の輸出入時に特定輸出申告、特例申告を利用しない場合であっても、簡素な加工修繕減税手続の適用を受けることができます。

(事後審査)

Q 7. 簡素な加工修繕減税手続の実施により、確認申告書(交付用)に係る貨物を同一の時期に複数の港で輸入する場合における確認申告書の写しの提示に係る事後審査の取扱いはどうなりますか。

A 7. 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸入申告を行う場合において、確認申告書(交付用)又は確認申告書に相当する書類の提示を省略したときは、確認申告書又は確認申告書に相当する書類の写しの提示について事後審査の対象としません。

（貨物の分割輸入に係る取扱い）

- Q 8.** 貨物を複数回に分割して輸入する場合、AEO 通関業者が簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて 1 回目の輸入申告を行った後、AEO 通関業者以外の通関業者が AEO 輸入者以外の輸入者から委託を受けて 2 回目の輸入申告を行うときに、簡素な加工修繕減税手続の適用を受けることができますか。
- A 8.** AEO 通関業者以外の通関業者が AEO 輸入者以外の輸入者（AEO 輸入者でない AEO 輸出者を含みます。）から委託を受けて輸入申告を行う場合は、貨物を複数回に分割して輸入するときであっても簡素な加工修繕減税手続の適用を受けることができません。

（輸出時に輸入者が未定の場合の取扱い）

- Q 9.** 輸出時の手続について、輸入時の輸入者が未定の場合にも簡素な加工修繕減税手続の適用を受けることができますか。
- A 9.** 輸出申告の時点において輸入時の輸入者が未定であっても、輸出申告において簡素な加工修繕減税手続の適用を受けることはできます。ただし、輸出申告において簡素な加工修繕減税手続の適用を受けた貨物について、輸入申告においても簡素な手続の適用を求める場合には、その貨物を輸出した者によって輸入する必要があります。なお、輸出した者によって輸入できないことにより輸入申告において簡素な手続の適用を受けられない場合であっても、そのことのみをもって関税込率法第 11 条に規定する減税制度が利用できなくなるということはありません。

（修正申告）

- Q 10.** 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて行った納税申告について修正申告を行う場合は、提示を省略した確認申告書について、提示をする必要がありますか。
- A 10.** 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて行った納税申告について修正申告を行う場合は、当該修正申告に係る事項を記載した書類を提出していただく必要があります。具体的には、修正申告を行う際に納税申告を行った税関官署の通関部門にご相談ください。

（事前連絡）

- Q 11.** AEO 輸出者、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸出申告又は輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要がありますか。また、AEO 通関業者が簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸出申告又は輸入申告を行う場合に、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談する必要がありますか。
- A 11.** 簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸出申告又は輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要はありません。なお、簡素な加工修繕減税手続の適用を受けて輸出申告又は輸入申告を行うためには、確認申告書（交付用）又は確認申告書に相当する書類の管理を適切に行い、税関が必要とする場合には、当該書類の提示や説明を行うこととなりますので、輸出申告又は輸入申告を委託した輸出者、輸入者に事前に相談していただくことをお勧めします。

その他、減免税手続に関する不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。